

会員各位  
安全運転管理者のみなさま

一般社団法人 岩国法人会

## 『アルコールチェック義務化 道交法改正に関するアンケート』実施のご案内

平素は当会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年4月から順次施行されました改正道路交通法施行規則について、皆様方におかれましては、既にご承知のことと存じます。

当会では、会員企業の皆様が「アルコールチェック義務化」の改正道路交通法に対して、どのような準備がされているか、この度アンケートを実施させていただくことといたしました。現状の分析や対策の情報提供をさせていただくことで、御社の業務運営の一助につながれば幸甚に存じます。

つきましては、裏面のアンケートにご記入の上、FAXにて当会へご返信下さいます様、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方の今後ますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

**事業所の取組強化!**  
飲酒運転根絶

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**でチェックしてからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 令和4年4月1日施行
  - 運転前後の運転者の状態を自視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
  - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- 令和4年10月1日施行
  - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
  - アルコール検知器を常時有効に保持すること。

自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任が必須**です!

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて安全運転管理者の選任が必要となります。安全運転管理者は、安全運転管理者となるに一定の条件があります。

●安全運転管理者を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。  
●安全運転管理者の制票に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。ご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。

**安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。**

令和4年4月1日施行
 

- 運転前後の運転者の状態を自視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年10月1日施行
 

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
- アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。ご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。

\* 警察庁作成チラシより

裏面のアンケートにご回答をお願いいたします。

